



第3回 やまぐち部活動改革推進協議会



所管説明

教 育 庁 学校安全・体育課 義務教育課

県の実施について



○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、**少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要**

○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出**されるよう発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成**
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による**絆の強い地域づくり**
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

※**地域クラブ活動**：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
- ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
- ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

I. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動の在り方**を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方針に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休業日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

II. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

(主な内容)

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

III. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
- 県内大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
- 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ 主として、公立中学校の生徒を対象

《県の取組》

○ 部活動改革に係る内容のHP掲載やリーフレット配布による周知・理解の促進

(学校安全・体育課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/152594.html>

(スポーツ推進課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/96/168888.html>

子どもの文化芸術活動の機会確保・充実に向けた部活動改革について

令和5年(2023年)10月版

公立中学校の部活動地域移行に向けた本県の現状等をお知らせします。

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針を公表しました。

文化庁・スポーツ庁より示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、パブリック・コメント意見も参考にしつつ、県観光スポーツ文化部と県教育委員会の共同で、部活動の段階的な地域移行に係る県の方針を策定しました。

《改革の方向性》

- 令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。

《山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針のポイント》

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む。
- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるように、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。
- 生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創

児童・生徒及び保護者の皆様へ

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実に向けた部活動改革について

令和5年(2023年)11月

公立中学校において部活動の地域連携・地域移行が進められます。

「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(以下、「県方針」という)を策定しました。

山口県では、県教育委員会と県観光スポーツ文化部の共同で、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、公立中学校の部活動の段階的な地域移行に関する県方針を策定しました。

地域移行が進められる背景(本県の現状)

少子化の進行により、学校部活動で生徒のニーズに応じた活動をする機会が確保できなくなり、今後、生徒数の減少が目に見えます。

《県の取組》

○ やまぐち部活動改革セミナー（R5.11.14）

- ・各市町担当者、公立中学校管理職及びPTAを対象（約160名参加）
- ・県方針や具体的取組の周知・理解促進
- ・特別講演：長崎県 長与町教育委員会 金崎 良一 教育長

※ 長与町教育委員会HPから引用・抜粋

長与町の部活動の方向性

- 令和5年度から休日（土日）の運動部活動すべてを地域移行します。
- 文化部活動は段階的に地域移行を目指します。
- 平日の部活動は、これまでと同様です。平日の部活動の地域移行も検討を開始します。
- 休日の活動に係る指導者には謝金を支払うなど、持続可能なスポーツ・文化環境を整備します。



	月	火	水	木	金	土	日	
学校部活動	各学校の計画により平日3日以内で実施							
地域の活動						○	○	

＜長与町運動部活動地域移行推進計画の策定＞

- 生涯スポーツ社会の実現に向けた「地域スポーツ活動」への進化を目指します。
- 令和5年4月から休日の運動部活動を廃止し、「地域スポーツ活動」として実施します。
- 長与町教育委員会、長与町立中学校、特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブが連携・協力して推進します。

参加対象者

- 長与町に居住する中学生で、地域スポーツ活動に参加を希望するすべての生徒。
- 通学する学校に設置されていない種目への参加も可能。

スポーツ種目

- 卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道（定期的の実施）
- エンジョイスーツや海洋スポーツ、ユニバーサルスポーツなどのスポーツイベント（不定期に実施）

活動場所

- 長与町立小中学校の学校体育施設、長与町立スポーツ施設等。
- 活動場所への移動は、各自で行っていただきます。

活動時間

- 1日の活動時間は、長とも平日では2時間程度、休日は3時間程度とします。
- 学期中は、学校の部活動と連携して適当なり2日以上の休養日を設けます。
- 祝日は、原則として休養日とします。第3日曜日は、「家庭の日」による休養日とします。

大会の参加

- 国及び長崎県のガイドライン等を遵守するとともに、年間7回を上限とします。ただし、中体連が主催する中総体及び新人戦を除きます。

係る経費等

- 参加者は、月会費として3,000円を支払って参加します。
- 活動中のケガ等に備えて、スポーツ安全保険（年間800円）等への加入を推奨します。
- 経済的に困難している場合は、個別に教育委員会へお問合せください。

《県の取組》

○ 教職員の地域クラブ活動への従事等に関する説明会(R6.1.27)

- 地域クラブ活動への指導等を検討・希望する公立学校教職員及び市町教育委員会関係者を対象
- 小・中・高・特別支援学校教職員、各市町教委など約100名参加
- <説明内容>
- 県方針について、人材バンクについて、兼職兼業の取扱いについて

○ 公立中学校における部活動指導員の配置

- 学校部活動の地域連携・地域移行を円滑に推進し、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図るため、技術指導が困難な部活動に対し、専門的な指導や大会への引率等を行う。

9市町42校92名（運動部75名、文化部17名）

市町の取組について

《市町の取組》 別冊P.○参照

方針等の策定状況

策定済	周南市：周南市地域クラブに係る方針（R5.10） 宇部市：宇部市地域クラブ設立の手引き（R5.10） 宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針（R5.12） 長門市：長門市中学校部活動地域移行の体制等の素案（R5.10）
R5中に策定予定	岩国市、下松市、山口市、下関市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
R6中に策定予定	柳井市、防府市、山陽小野田市、萩市、和木町、阿武町
その他	光市：「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」は策定済み 美祢市：指針は案の作成済み 推進計画は策定済み

改革の方向性

【主な内容】

- 令和6年度から、具体的取組を開始
 - ・競技団体を選定し、モデル事業を実施
 - ・主に運営団体の立ち上げ準備
- 準備が整った種目から地域クラブ活動へ移行
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用したレククラブの設置の検討
- 学校部活動の段階的な縮小

部活動の地域連携・地域移行に係る各市町の取組・進捗状況①(R6.1時点)

		協議会の開催 (R5)		説明会の開催 (R5)			組織体制			方針等の 策定状況				地域移行への 取組状況				
		①開催済	②開催予定	①開催済	②開催予定	③今後開催を検討	①学校教育主管	②地域スポーツ・文化主管	③共管(①②相互が業務分担)	①策定済(※1)	②R5中に策定予定	③R6中に策定予定	④その他(※2)	取組を実施 は、一部において地域連携の	①学校部活動の全部、または、一部において地域移行の取組を実施	②学校部活動の全部、または、一部において地域移行の取組を併行して実施	③地域連携・地域移行の取組を併行して実施	④実施していない
1	岩国市	○				○			○		○				○			
2	柳井市	○		○			○				○			○				
3	周南市	○		○					○	○				○				
4	下松市	○		○					○		○							○
5	光市	○			○				○			○						○
6	山口市	○			○				○		○						○	
7	防府市	○			○		○				○				○			
8	宇部市	○		○					○	○					○			
9	美祢市	○		○					○			○			○			
10	山陽小野田市		○			○			○		○							○
11	下関市	○				○			○		○							○
12	萩市	○		○					○		○				○			
13	長門市	○		○					○	○								○
14	和木町	○				○			○		○							○
15	周防大島町	○		○			○				○					○		
16	上関町	○		○			○				○				○			
17	田布施町	○				○			○		○			○				
18	平生町	○				○			○		○			○				
19	阿武町		○			○			○		○							○
計		17	2	9	3	7	2	4	13	3	8	6	2	4	6	2		7

<備考>

※1 策定済(方針等の名称)

- 周南市：周南市地域クラブに係る方針(R5.10)
- 宇部市：宇部市地域クラブ設立の手引き(R5.10)
宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針(R5.12)
- 長門市：長門市中学校部活動地域移行の体制等の素案(R5.10)

※2 「方針等の策定状況」④その他(具体)

- 光市：「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」は策定済み
- 美祢市：指針は案の作成済み 推進計画は策定済み

部活動の地域連携・地域移行に係る各市町の取組・進捗状況②(R6.1時点)

市町		改革の方向性
1	岩国市	・ R6から学校部活動を段階的に縮小 ・ 地域のスポーツ文化芸術活動への参加を推奨
2	柳井市	・ 令和7年度中に休日の地域連携をめざす。 ・ 令和8年度から地域移行を推進
3	周南市	・ 令和8年度からの新たな活動の開始をめざす。 ・ 市内全域を対象とした新たな活動を行う。 ・ 平日、休日を一体として新たな活動を行う。 ・ 事務局を設置した仕組みづくりを行う。
4	下松市	・ 令和7年度中に休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することをめざす。 ・ 学校部活動については、令和6年度以降、活動日や活動時間を段階的に縮小する。
5	光市	・ 国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区分なく行うこととする。 ・ 学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。
6	山口市	令和7年度末までに休日、平日の部活動の地域移行を目指す。
7	防府市	・ 令和6年度は、運動部、文化芸術部から、平日・休日ともに地域移行する競技団体を選定し、モデル事業を実施する予定。 ・ 令和7年度末までに平日・休日を一体とした新たなクラブ活動である地域クラブ活動の開始を目指す。
8	宇部市	・ 時期は未定だが、休日に限らず平日も含めて、可能なところから地域クラブに移行していく。
9	美祢市	・ 令和5年から令和7年度を推進期間とし、令和7年度の新チームから学校部活動を終了し、休日、平日も地域クラブ活動へ移行する。その際は休日1日、平日2日の活動となる。 ・ 令和5年度 休日、平日移行している競技種目 サッカー、剣道、吹奏楽・卓球・ソフトテニス（美東中） ・ 令和5年度 休日の地域移行が始まった競技種目 弓道、軟式野球、卓球、吹奏楽（大嶺中） ・ 令和6年度 休日の地域移行が予定の競技種目 ソフトテニス(美東中以外)、バレーボール、水泳 ・ 令和5年度 現在協議が継続している競技種目 陸上
10	山陽小野田市	・ 令和6年の2月に協議会を開催予定。今後、協議会の意見を踏まえ、市体協や地域団体と連携しながら改革を進めていく。
11	下関市	・ 時期は未定だが、休日の学校部活動の地域移行をめざす。 ・ 学校部活動の地域移行が可能な学校や地域から進めていく。
12	萩市	・ 令和5年度⇒先行的種目と試行的種目の実施。陸上競技については休日に移行済。 ・ 令和6年度⇒学校部活動を2学期から、平日の活動日を週3日以内とする。 新チームより受け皿がある陸上競技、サッカー、ソフトボール、野球の4種目においては、休日の活動をクラブでの活動とし、クラブで大会参加する。文化体験活動については、現在13種目について開催予定。先行的に取り組んだ陸上競技、ソフトボールについては平日の移行をめざす。 ・ 令和7年度⇒学校部活動を2学期から、平日の活動日をすべての種目において火、木のみとする。 7年度末をもって休日の学校部活動は完全移行し、クラブでの活動とする。 ・ 令和8年度⇒新チームから全学校部活動を終了とし、平日、休日ともにクラブでの活動とする。
13	長門市	・ 令和7年度8月以降に休日・平日ともに地域移行を図る（通称：Nクラ） ・ 各中学校に「レククラブ」の設置を検討。（※原則平日のみ、コミュニティ・スクールの仕組みを活用） ※令和6年度に移行種目及び「レククラブ」の一部試行を検討中
14	和木町	・ 可能な限り早い時期にできる部活動から休日の地域移行を目指す。 ・ 令和6年度から、学校部活動の活動日を平日2日、休日1日に変更予定。
15	周防大島町	・ 令和8年度より休日における学校部活動の地域移行・地域連携を実施する。 ・ 令和6年度は、主に運営団体の立ち上げ準備を行う。
16	上関町	・ 半年程度の移行期間を含め、令和6年度から子ども達の自主性や自治能力を育てていく地域単位の取組を開始。保護者や地域住民、教職員等で支援チームを編成し、クラブ員と支援チーム、行政とが役割を分担して運営を行っている。
17	田布施町	・ 地域連携の進捗状況を踏まえ、実情に応じて、可能な限り取り組む。 ・ 近隣市町との地域内で連携して部活動を行えるかなどの広域連携も視野に入れる。 ・ 令和7年度までの改革推進期間終了後においても必要に応じて、方針の見直しを行う。
18	平生町	・ まずは、部活動指導員の休日の単独指導を進め、地域人材の活躍による学校部活動の推進を図る。 ・ 実施主体の確保など、地域移行の準備が整った種目から地域クラブ活動へ移行する。 ・ 実施主体を統括する運営団体の整備を目指したい。
19	阿武町	・ 令和6・7年度は休日における学校部活動の地域移行をめざす。

令和5年度第3回やまぐち部活動改革 推進協議会

部活動改革の着実な推進にむけて

令和6年1月30日（火）
山口県観光スポーツ文化部
スポーツ推進課

1

所管説明事項

地域移行体制の構築に対する支援

2

○説明項目

令和5年度地域移行体制の構築に対する支援

(1)地域クラブ活動体制整備事業(国の実証事業)の活用

(2)指導者研修会の開催

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置

(1)地域クラブ活動体制整備事業(国の実証事業)の活用

(1)地域クラブ活動体制整備事業(国の実証事業)の活用

- 下関市、山口市、萩市、防府市、光市、美祢市、周南市の7市において、実証事業を実施。
 - ・コーディネーターを配置し、積極的に関係者との調整
 - ・地域の団体等を活用した子どもたちの活動
 - ・学校部活動との競合を避けた運営団体・実施主体の検証
 - ・保護者、関係者等を対象に部活動地域移行に向けた周知
 - ・生徒の移動手段や参加費などの受益者負担などの実証



各市の実情を踏まえた特色ある取組を展開



5

所管説明事項

(2)指導者研修会の開催

(2)指導者研修会の開催

山口県部活動の地域連携・地域移行に係る指導者研修会の開催

○目的

地域の指導者等に対し、中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方やクラブを運営する上での学校との連携の在り方等に関する研修を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。

○参加者


104名（スポーツ・文化芸術活動関係・行政担当者）



7

(2)指導者研修会の開催

○内容項目

地域スポーツクラブ活動  スポーツ庁
アドバイザー事務局より講師を派遣
NPO法人希楽々 渡邊優子様

11月25日（土）1日目	11月26日（日）2日目
◇ 受付・開会行事	◇ 受付・開会行事
◇ 地域スポーツを取り巻く環境の変化と中学校の部活動地域移行	◇ ジュニア期のスポーツ活動におけるコンプライアンスの遵守と心構え
◇ クラブの運営と全国的な実践事例	◇ メンタルサポートとけが予防
◇ 学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する方針や則った活動及び中学生の心と体	◇ 緊急時の対応（救命救急）
◇ 事故防止と危機管理の対応	

8

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置

○趣旨・目的

学校部活動の地域移行が円滑に進むよう、指導者やクラブ・活動団体などの情報を一元化して提供することにより、指導者とスポーツクラブ・文化芸術団体等とのマッチングを可能とし、中学生期のスポーツ・文化芸術環境の体制整備のため、ウェブサイト構築中。



サイトの使い方/バンク登録

-  **中学校関係者の方**
部活に関する地域の連携や、活動の場としてのスポーツ文化芸術団体を探すことができます。
-  **指導者に登録する**
中学校のスポーツ文化芸術の強みに貢献を期待する地域の方へ。
-  **クラブ・団体を登録する**
スポーツ文化芸術活動を行っている県内のクラブ団体の方へ。

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置



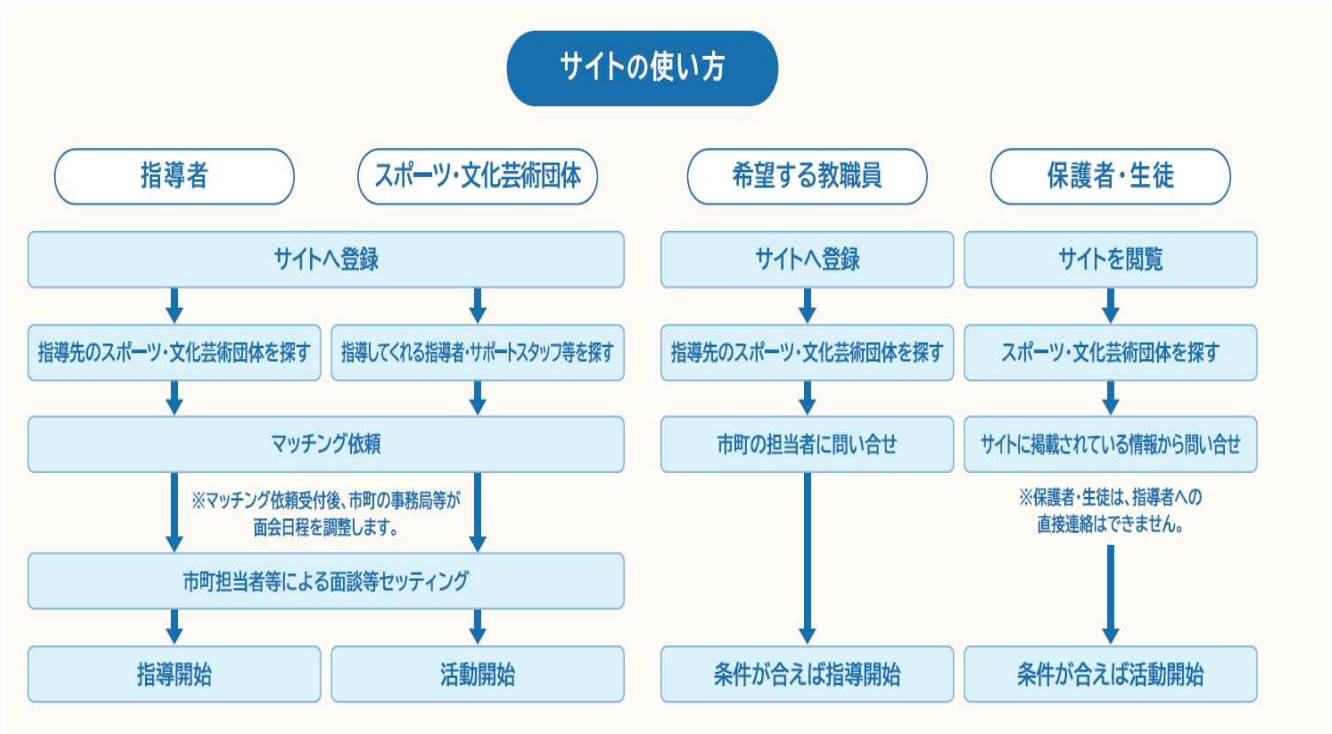
サイトの設置、システム構築にむけて…

- ◆ 中学生が、ニーズに応じて、**安全安心にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会**を確保すること
- ◆ **市町と連携し**、地域クラブ活動をはじめ、円滑な部活動の地域移行のため、**指導者や活動団体の確保支援につなげる**こと
- ◆ 指導者や活動団体の登録が多くあり、**サイト内が活性化**すること

11

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置

○サイトの利用対象者・イメージ

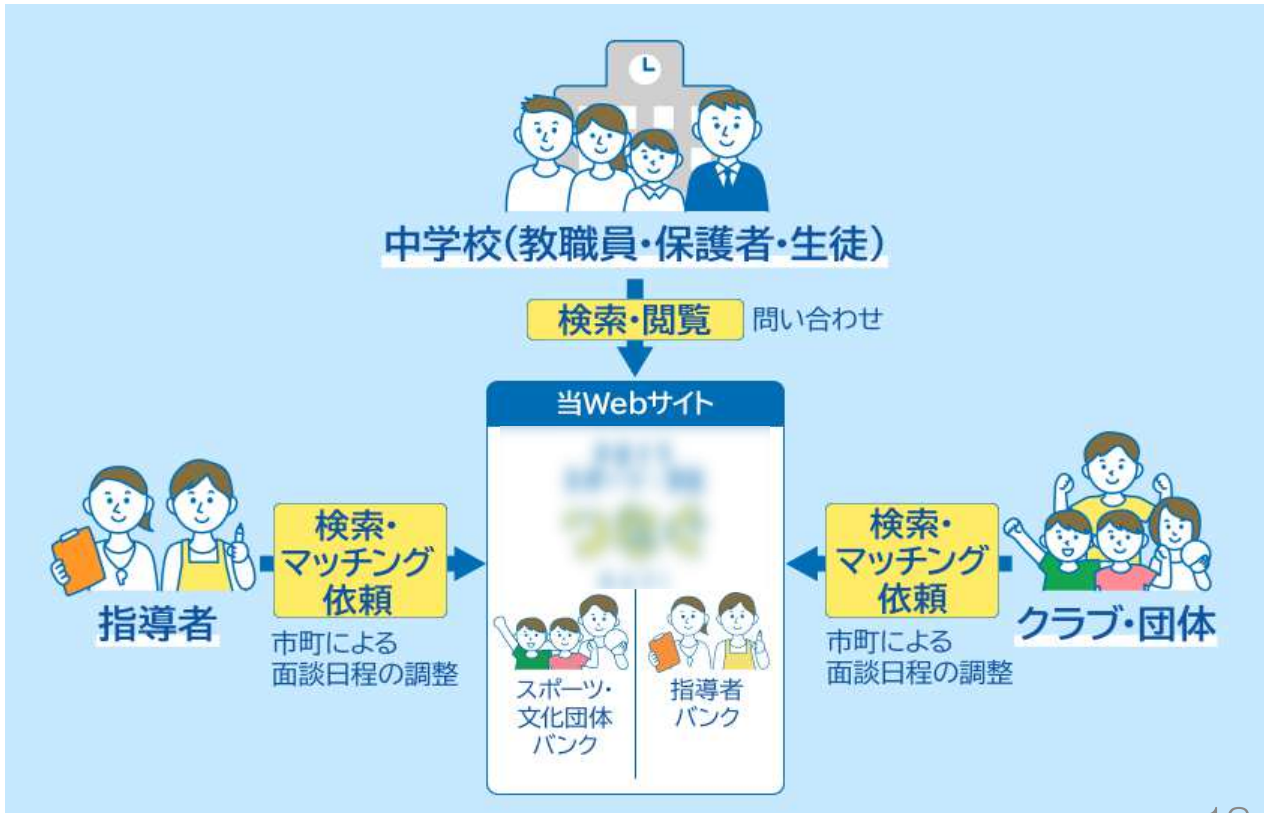


※ 地域クラブ活動以外の指導者や活動団体の利用も想定

12

(3)人材バンク及びポータルサイトの設置

○サイトの利用対象・イメージ



山口県の部活動地域移行におけた着実な取組の推進

- 教育委員会、関係部局等の役割分担と一体的な取組が必須
- 市町、各関係団体等との連携が不可欠

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像のイメージ

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

各自治体における
検討・協議・実践

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アロマ、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

地域の実情に応じ、当面は併存